

auAM レバレッジ NASDAQ100

追加型投信/海外/株式/特殊型(ブル・ベア型)

※当資料の内容は過去の実績を示したものであり、
将来の運用成果を約束するものではありません。

[設定日: 2022年7月28日]

マンスリーレポート 2023年2月末時点

Information I-ファンドの運用実績

auAMレバレッジ NASDAQ100

2023年2月末時点

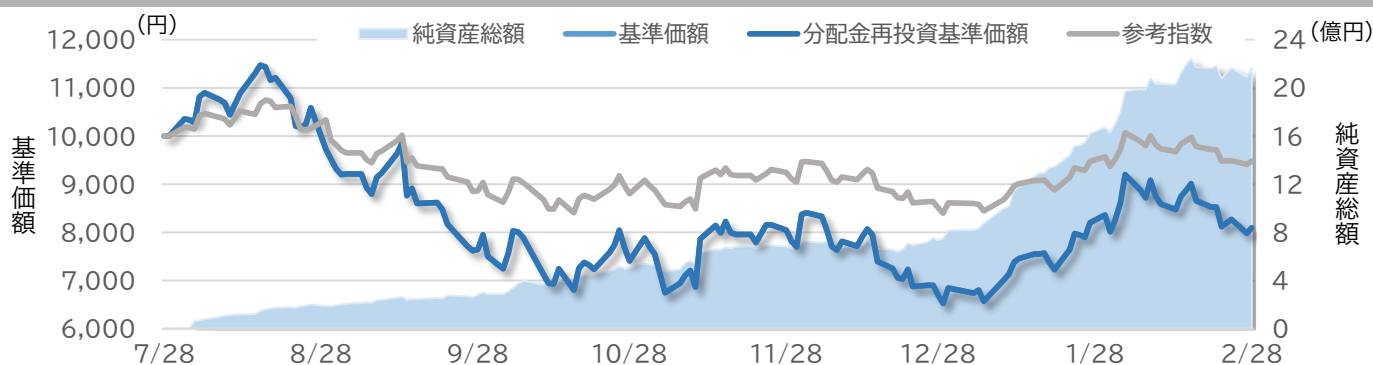
ファンドの現況

	'23年2月末	前月末	前月末比
基準価額	8,096円	8,013円	+83円
純資産総額*	21.7億円	16.3億円	+5.4億円

*四捨五入の関係で金額が一致しない場合があります。

基準価額推移

設定日 ('22/07/28) ~ '23/2末



※「基準価額」は信託報酬控除後のものです。※参考指数はNASDAQ100(米ドルベース)です。

※参考指数はベンチマークではありませんが、参考のため掲載しております。

※グラフ上の参考指数はグラフ起点時の基準価額に基づき指数化しております。

※「分配金再投資基準価額」は、分配が行われた場合に、当該分配金(税引前)を決算日にファンドへ再投資したものととして計算しています。なお、分配金実績がない場合の「分配金再投資基準価額」は、「基準価額」と同一の値となります。

ファンドの騰落率

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
騰落率	+1.0%	+5.2%	-13.1%	-	-	-	-	-19.0%

※『ファンドの騰落率』は「分配金再投資基準価額」を元に計算しています。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

分配金の実績

(決算) 毎年7月27日(休業日の場合は翌営業日)

決算期 (年/月)	第1期 ('23/7)	第2期 ('24/7)	第3期 ('25/7)	第4期 ('26/7)	第5期 ('27/7)	第6期 ('28/7)	設定来
分配金	-	-	-	-	-	-	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。
分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するもの

組入銘柄名	比率	資産別構成比率*
auAMレバレッジ NASDAQ100マザーファンド	99.3%	外国株式先物 203.7%
金銭信託	0.7%	コール・ローン、その他 100.0%
合計	100.0%	

*資産別構成比率はマザーファンドにおける比率。

2023年2月末時点

Information II – 基準価額の値動きについて

1

ファンド保有期間が2日以上の場合の投資成果は、通常「2倍程度」になるわけではありません。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】翌日にNASDAQ100指数が10%下落し、翌々日にNASDAQ100指数が10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日の比較
NASDAQ100指数	100	90	-10%	99	+10%	-1%
当ファンドの基準価額	100	80	-20%	96	+20%	-4%

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、

当ファンドの基準価額は $(96 - 100) \div 100 = -4\%$ であり、

NASDAQ100指数の値動き $(99 - 100) \div 100 = -1\%$ の2倍とはなっていません。

【例2】翌日にNASDAQ100指数が10%上昇し、翌々日にNASDAQ100指数がさらに10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日の比較
NASDAQ100指数	100	110	+10%	121	+10%	+21%
当ファンドの基準価額	100	120	+20%	144	+20%	+44%

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、

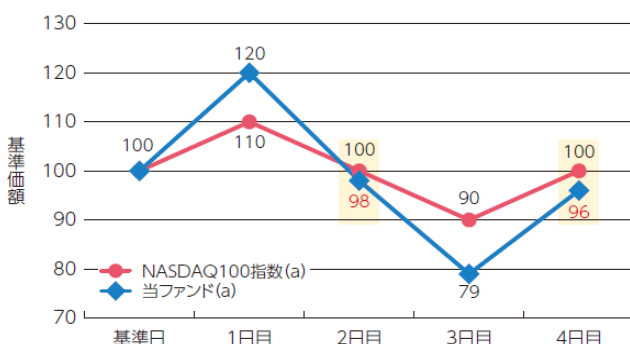
当ファンドの基準価額は $(144 - 100) \div 100 = 44\%$ であり、

NASDAQ100指数の値動き $(121 - 100) \div 100 = 21\%$ の2倍とはなっていません。

2

一般に、NASDAQ100指数が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることになります。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】 NASDAQ100指数が±10の範囲で上昇・下落を繰返した場合



左図の「2日目」、「4日目」において「NASDAQ100指数(a)」は「基準日」と同じ「100」ですが、「当ファンド(a)」はそれぞれの時点において「100」以下となっています。このように、「NASDAQ100指数(a)」が上昇・下落を繰返した場合には、「当ファンド(a)」の基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

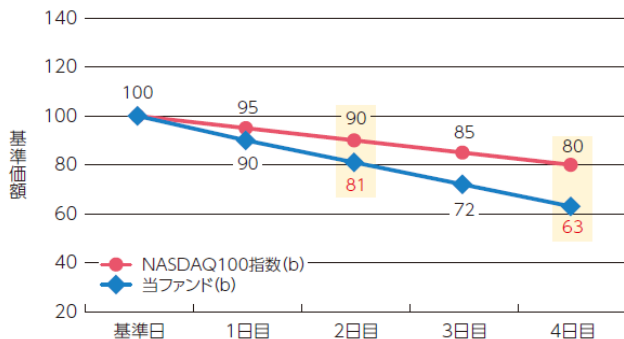
※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

2023年2月末時点

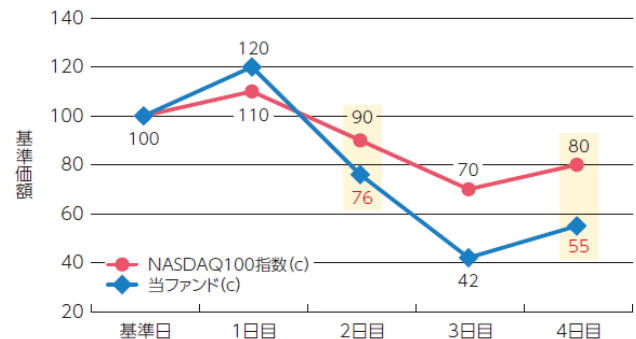
Information II – 基準価額の値動きについて

【例2】 NASDAQ100指数が
「(1)一方的に推移した場合」および「(2)上昇・下落しながら次第に推移していった場合」

(1-1) 一方的に下落した場合



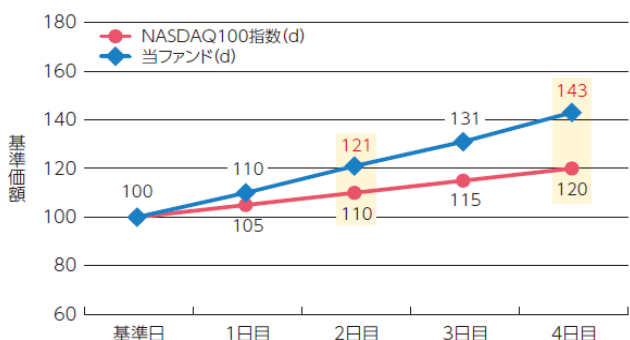
(2-1) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合



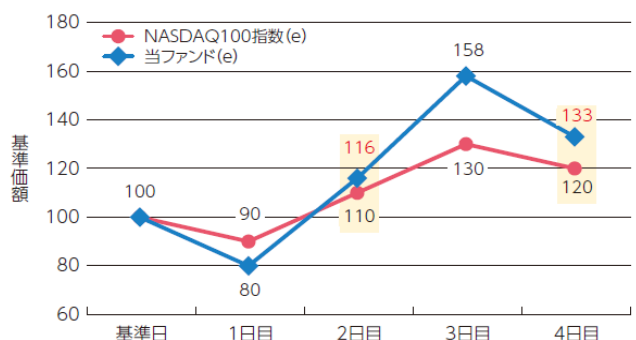
		基準日	2日目	4日目
NASDAQ100指数		100	90	80
(1) 一方的に下落した場合	当ファンド(b)	100	81	63
(2) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合	当ファンド(c)	100	76	55

(1-1)、(2-1)の「2日目」、「4日目」において、「NASDAQ100指数(b)」および「NASDAQ100指数(c)」はそれぞれ「90」、「80」で同じですが、「NASDAQ100指数(b)」に対応する「当ファンド(b)」と「NASDAQ100指数(c)」に対応する「当ファンド(c)」では、「当ファンド(b)」の方が高い水準となっています。このように、NASDAQ100指数が一方的に下落する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に下落する場合とでは、最終的にNASDAQ100指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に下落した場合の基準価額が押下げられることとなります。

(1-2) 一方的に上昇した場合



(2-2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合



		基準日	2日目	4日目
NASDAQ100指数		100	110	120
(1) 一方的に上昇した場合	当ファンド(d)	100	121	143
(2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合	当ファンド(e)	100	116	133

(1-1)、(2-1)と同様に、NASDAQ100指数が一方的に上昇する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に上昇する場合とでは、最終的にNASDAQ100指数が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に上昇した場合の基準価額が押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

2023年2月末時点

NASDAQ 100 指数について

NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している時価総額の大きい非金融業100社の株式で構成される株価指数です（対象銘柄には、米国以外の企業の株式を含みます。）。指数の計算方法は、調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替は毎年12月に行なわれますが、それ以外に、臨時に入替えが行なわれることがあります。

NASDAQ100指数は、1985年1月31日以降継続して算出され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されています。なお、NASDAQ100指数は、ナスダック市場の全銘柄で構成されるNASDAQ総合指数(NASDAQ Composite Index)とは異なる指数です。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。

株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Index®の一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。株式会社とauアセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Index®の登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、auアセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Index®の使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Index®の決定、構築および計算に関し、auアセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Index®と

それに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。

株式会社は、NASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用により、auアセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

2023年2月末時点

ファンドの目的と特色

ファンドの目的

auAMレバレッジ NASDAQ100マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を高位に組み入れることにより、日々の基準価額の値動きがNASDAQ100指数（米ドルベース）の値動きの2倍程度となることをめざします。

ファンドの特色

- ・主として、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きがNASDAQ100指数（米ドルベース）の値動きの2倍程度となることをめざします。
- ・マザーファンドを通じて株価指数先物取引の買建玉の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

追加的記載事項

日々の基準価額の値動きは、米国の株式市場の値動きの「ちょうど2倍」になるとはかぎりません。その主な要因は次のとおりです。

- イ. 米国の株式市場の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ロ. 株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ハ. 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ニ. 運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- ホ. 株価指数先物の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ヘ. 株価指数先物の最低取引単位の影響
- ト. 配当利回りと短期金利の差
 - ※将来の米国の金利水準によっては、さらに乖離が拡大する場合があります。
- チ. 為替変動により、株価指数先物取引の買建ての額を円に換算した額が、目標としている額から乖離することにより、目標とする投資成果が達成できない場合があること

投資リスク（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

- 株価指数先物取引の利用に伴うリスク
- 価格変動リスク・信用リスク（株価の変動・公社債の価格変動）
- 為替変動リスク ■ カントリー・リスク ■ その他（解約申込みに伴うリスク等）

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

2023年2月末時点

ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）
投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	2.2%（税込）を上限として販売会社が別に定める率	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	-

投資者が間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用（信託報酬）	年率0.4334% （税抜0.394%）	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。なお、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※購入時手数料等については、詳しくは販売会社にお問合せください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ①ナスダック（米国）の休業日と同じ日付の日 ②シカゴ・マーカントイル取引所の休業日と同じ日付の日 ③「委託会社の休業日かつシカゴ・マーカントイル取引所が休業日でない日」の前営業日
信託期間	無期限
決算日	毎年7月27日（休業日の場合は翌営業日） 第1計算期間は、当初設定日～2023年7月27日（休業日の場合、翌営業日）

2023年2月末時点

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

auアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3062号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社

＜再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社＞

販売会社（募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行う者）

下記の販売会社一覧をご覧ください。

販売会社一覧

商号（50音順）	登録番号	加入協会			
		①	②	③	④
auカブコム証券株式会社	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 （委託金融証券取引業者 マネックス証券株式会社）	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
松井証券株式会社	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社*	関東財務局長（金商）第33号	○	○	○	

*三菱UFJ信託銀行株式会社は一般投資家向けの販売は行っておりません。

加入協会

- ①日本証券業協会、②一般社団法人日本投資顧問業協会、③一般社団法人金融先物取引業協会、
④一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料のご利用にあたっての注意事項等

●当資料は、auアセットマネジメント株式会社がファンドの運用状況等をお知らせするために作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ファンドの取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。●信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。●投資信託は預貯金とは異なります。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料の記載内容は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の実質的な投資成果を示すものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、基準日時点のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。●当資料の写真やイラストはイメージとして掲載するものです。●ファンド名称のauAMはauアセットマネジメントの略称です。